

第22期【2022年3月期】決算公告

2022年6月22日

東京都品川区西品川一丁目1番1号

株式会社ウェーブマスター

代表取締役 高野 興輔

貸借対照表

2022年3月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	< 411,061 >	I 流動負債	< 166,365 >
現金及び預金	325,821	短期借入金	22,286
売掛金	62,145	未払費用	112,539
製品・商品	20,035	未払法人税等	12,591
仕掛品	2,112	未払消費税	16,193
その他流動資産	947	その他流動負債	2,754
II 固定資産	< 10,586 >	II 固定負債	< 287,834 >
1. 有形固定資産	(550)	長期借入金	273,428
工具器具備品	550	退職給付引当金	14,406
2. 無形固定資産	(434)	負債の部合計	454,200
電話加入権	434	純資産の部	
3. 投資その他の資産	(9,601)	I 株主資本	<△ 32,551 >
長期未収入金	2,536	1. 資本金	(10,000)
敷金保証金	32	2. 資本剰余金	(158,946)
繰延税金資産	7,032	資本準備金	146,146
破産更生債権	328	その他資本剰余金	12,800
貸倒引当金	△ 328	3. 利益剰余金	(△ 201,497)
		(1) 利益準備金	2,900
		(2) その他利益剰余金	△ 204,398
		別途積立金	36,963
		繰越利益剰余金	△ 241,362
		純資産の部合計	△ 32,551
資産の部合計	421,648	負債・純資産の部合計	421,648

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日〕

(単位：千円)

I 売上高		807,272
II 売上原価		<u>638,765</u>
売上総利益		168,506
III 販売費及び一般管理費		<u>130,831</u>
営業利益		37,675
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	2	
雑収入	<u>26,649</u>	<u>26,651</u>
V 営業外費用		
支払利息	1,846	
雑損失	<u>190</u>	<u>2,036</u>
経常利益		62,290
VI 特別損失		<u>22,063</u>
税引前当期純利益		40,226
法人税、住民税及び事業税	13,097	
法人税等調整額	<u>△ 5,036</u>	<u>8,060</u>
当期純利益		<u><u>32,166</u></u>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係わる事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないものは移動平均法による原価法としていますが、当年度においては該当する有価証券等を保有していません。

2 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表計上額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 主として定額法

4 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に債権の回収可能性を考慮した所要額を計上しております。

(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

5 その他計算書類の作成の基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

セガサミーホールディングス株式会社を連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

(3)連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更に関する注記)

1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準委員会 2020 年3月 31 日企業会計基準第 29 号。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準委員会 2019 年7月4日企業会計基準第 30 号。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会 2019 年7月4日企業会計基準第 10 号)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(会計上の見積りの注記)

1 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、当事業年度においてはコンサートイベント等において券売率の低下が発生いたしました。

翌事業年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が一定程度継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性の判定等の会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症による経済環境への影響が変化した場合には将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 当事業年度における自社への影響

営業外収益にコロナ関連給付金 25,667 千円、特別損失にコロナ関連費用 22,063 千円を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 8,297 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

種 類	発行済株式の数
普通株式	13,600